

令和5年度（2023年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

保健福祉部

(2) 対象事務

令和5年（2023年）4月1日から令和5年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和5年9月1日から令和5年12月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 契約事務（函館市介護予防教室事業実施業務委託契約）

ア 契約の方法および手続は適正か。

イ 契約書，見積書等関係書類および帳簿は确实かつ的確に整備されているか。

ウ 履行の確認は適切に行われているか。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について，監査した限りにおいて，次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

ア 予算の執行

社会福祉総務費において，社会福祉法人函館市社会福祉協議会に対し補助金を交付しているが，同補助金の対象経費に対象外経費である函館港まつりなどへの協賛金を含めて金額を算定していた。

保健福祉部においては，協賛金を対象外経費として取り扱うこととしているが，概算払いによる同補助事業の精算において，収支決算額に対象外経費が含まれていないことを確認するために必要な事務である，補助事業者から提出された資金収支計算書の決算額の明細内訳を確認していないなど，補助事業等実績報告書の内容が補助金の交付条件に適合するものであるかどうかを調査しないまま補助金額を確定していた。

これは，補助事業に係る対象経費が補助金額を大幅に上回っており，補助金額に影響がないため，補助することが適当でないと思われる経費を除外することについて意識していなかったこと，また，対象外経費についての必要な指導が行われていなかったことから，補助事業者がどのような経費が交付対象外となるかにつ

いて認識できなかったことなどが原因であると思料される。

補助金の交付に当たっては，対象経費に対象外経費が算入されていないかについて精査することはもとより，補助事業者に対し対象外経費の範囲を明示し指導を行うなど，適正な事務の執行となるよう努められたい。